## 沖縄市障害者相談支援事業委託仕様書

- 1 委託業務名 沖縄市障害者相談支援事業委託業務
- 2 委託期間 令和4年4月1日~令和8年3月31日まで【4年間】

### 3 目 的

障がい者、障がい児、難病患者等(以下「障がい者等」という。)、また、その家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。また、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等を行い、障がいの有無に関係なく、誰もが住みよい沖縄市づくりを推進していくことを目的とする。

### 4 委託条件

(1) 令和4年3月31日時点において、沖縄県指定一般相談支援事業者又は沖縄市指定 特定相談支援事業者の指定を受けている沖縄市内の事業者。(※令和4年3月31日 までに当該指定を受ける見込みのない場合、最終候補者と契約は行わないものとす る)

障害者相談支援事業委託を行うため、下記に従って常勤換算(週38時間45分勤務)の職員を3名配置するものとし、そのうち2名以上は常勤専任職員とする。 また、沖縄市長が特に必要と認めた場合には常勤専任職員を増員するものとする。

(2) (1) において、兼務職員を配置する場合は2名までの配置とし、その勤務時間の合計が週38時間45分、それぞれの勤務時間を週15時間30分以上とすること。兼務する業務は、相談員としての業務に支障がなく、相談員としての能力・経験の向上に資する業務に限るものとする。ただし、業務の性質上、計画相談員との兼務は認めない。

また、事前に市へ兼務内容の承諾を得ること。

(3) 職員は社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員、その他有資格者 (沖縄市の認めるもの)で障がい者等の相談及び援助業務の経験を過去1年以上継続 して経験している者とする。

- (4) 常勤専任職員のうち1名は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第3条に基づく相談支援専門員、あるいは配置後、相談支援専門員の資格を取得する見込みの者であること。
- (5) 受託にあたり、沖縄市内に相談事業所を開設し利用者が利用しやすい環境を整えること。

## (6) 運営に関すること

① 開所日について

開所日は市役所開所日とする。開所時間は  $8:30\sim17:15$  業務時間外においては緊急連絡体制(携帯電話等による体制も可)を確保すること。

② 苦情解決体制の設置について

相談支援事業所は、苦情解決体制を設置するものとし、中立性・公平性の確保の 観点から、当該相談支援事業所の職員及び相談支援事業所を受託した法人の関係 者は、当該体制に第三者委員及び第三者協力員にはなれないものとする。

- ③ 相談支援事業所及び設備に関する費用は委託料に含むものとする。
- ④ 市役所開庁日に「市障がい福祉課窓口」にて「5 委託業務内容」を対応する職員を派遣すること。(日程等は受託した5事業所での調整)
- ⑤ 地域の実情、社会情勢を鑑みながら、相談支援体制の整備を行い、地域の関係者 や関係機関との連携体制を構築すること。

## 5 委託業務内容

### 沖縄市障害者相談支援事業

同事業は、障がい者ケアマネジメントの手法を活用し、各般の生活課題について障がい者等からの相談に応じ、希望する本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、障がい者等の権利擁護のために下記に示した事業内容を各事業所の特性を活かして実施し支援を行うものとする。併せて、沖縄市障がい者基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所と連携し、沖縄市における重層的な相談支援体制の構築に取り組むものとする。

- ①福祉サービスの利用に関する支援
- ②社会資源の活用に関する支援
- ③障がいや病状の理解に関する支援
- ④健康、医療に関する支援
- ⑤不安の解消、情緒安定に関する支援
- ⑥保育、教育に関する支援
- ⑦家族関係、人間関係に関する支援
- ⑧家計、経済に関する支援
- ⑨生活技術に関する支援
- ⑩就労に関する支援
- ⑪社会参加に関する支援
- ⑩余暇活動に関する支援
- ⑬権利擁護に関する支援
- ⑭地域に対する援助業務
- ⑤地域生活支援拠点においての役割
- ⑥地域の体制整備につながる自立支援協議会や各専門部会、その他協議の場等への参加
- ⑪自殺対策に関する支援
- 18相談員の資質向上への取り組み

### (事業実施上の留意事項)

#### 《自己決定と主体性》

・利用者の自己決定と主体性を尊重しなればならないこと。

## 《権利擁護とエンパワメント》

・利用者の権利擁護とエンパワメントにも十分留意しなければならないこと。

### 《責任制》

・障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に相談支援を実施しなければならないこと。その際、地域における相談支援の円滑な遂行に配慮して、計画相談支援等他の事業所で対応可能な相談支援について適切に引き継ぎ、緊急性のある相談支援や他の事業所で対応困難な相談支援(計画相談支援の対象とならない事例等)を積極的かつ真摯に引き受ける等地域での役割分担に留意するものとする。

#### 《独立性》

・本事業の目的を達成するために、所属している施設等とは独立した立場で相談支援を 実施しなければならないこと。

#### 《中立性、公平性》

・特定の事業者に偏ることがないよう中立かつ公平な相談支援を実施しなければならないこと。

## 《プライバシーの尊重》

・利用者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密 を漏らしてはならないこと。

#### 《相談に関する権利保障》

・利用者に対し、意に沿わない場合は相談をいつでもやめることができること及びいつ でも苦情が言えることを明確に伝え、それらの実効性についても適切に確保しておか なければならないこと。

## 《他の関係機関との連携》

・日頃からの情報交換等によって、関係機関と円滑な関係づくりを図ること。

#### 《自己研鑽》

・本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等 あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めること。

#### 《人材育成、資質向上》

・沖縄市(自立支援協議会を含む)、基幹相談支援センターが主催する研修には業務として従事者を参加させること。なお、県及び圏域やその他の研修などについても、人材育成・資質向上の観点から業務として極力参加させること。

#### 《地域責任性》

・地区割が確定した後は利用者の希望、利便性を優先しつつ、担当地域に居住地がある 利用者には特に責任を持って対応すること。

# 6 成果等の報告

毎月の相談状況報告を指定様式に記入し、翌月15日までに障がい福祉課及び基幹相談支援センターへ報告すること。苦情・事故等の発生時は速やかに障がい福祉課へ報告すること。

# 7 引継ぎについて

委託業務終了の際、速やかに引継ぎ事業所に対象者の情報提供等を行えるように日々の記録の整理等を行うものとする。また、委託事業所の変更等による利用者の不利益や引継ぎ後の支援に支障が出ないように対応し、引継ぎ完了まで責任をもって行うものとする。